

見附市病院事業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

見附市長 稲田 亮

#### 見附市規則第4号

見附市病院事業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

見附市病院事業職員の特殊勤務手当支給規則（平成22年見附市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（看護職員処遇改善手当）

第4条 医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうち、診療報酬の算定方法

（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する看護職員処遇改善評価料を算定する公署に在籍する職員に、看護職員処遇改善手当を支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1月につき、見附市病院事業職員の給与に関する規程（平成22年見附市告示第36号）第12条に規定する宿日直手当の支給対象となる勤務のうち宿直勤務または前条で規定する夜間看護等手当の支給対象となる勤務の回数に応じて、次のとおりとする。ただし、1月の勤務回数を数えるときに限り、同条第2項第1号に掲げる勤務は、勤務回数上2回分の勤務をしたものと数える。

前月の夜勤回数	手当の額
10回以上	20,000円
5回～9回	16,000円
1回～4回	10,000円
0回	6,000円

別表第1及び別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市病院事業職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。